

徳島県規則第四号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する

別表第十三第八号の1中「五十一の五の項」を「五十一の六の項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。